

平成23年度

公害苦情調査結果報告書

平成24年12月

宮城県環境生活部環境対策課

目 次

1	平成 23 年度公害苦情調査結果の概要	1
2	公害苦情の各分類別受理状況	3
(1)	公害の種類別苦情件数	3
①	典型 7 公害	3
②	典型 7 公害以外	4
(2)	市町村別公害苦情件数	5
(3)	被害の発生地域別公害苦情件数	6
(4)	被害の種類別公害苦情件数	6
(5)	月別の公害苦情件数	7
3	公害苦情の処理状況	8
(1)	公害苦情の発生状況	8
①	苦情申立人の立場	8
②	被害の発生態様	9
③	被害戸数	9
④	苦情の対象となった時間帯	10
⑤	法令との関係	11
(2)	公害苦情の処理状況	12
①	処理方法	12
②	処理に要した期間	12
②	行政上の措置	13
③	申立人の満足度	13
④	防止対策	13
⑤	調停等の申請状況	15

1 平成 23 年度公害苦情調査結果の概要

本県において平成 23 年度に新たに受け付けた公害苦情件数は 974 件であった。前年度と比較して増加しているが、これは平成 22 年度分の調査の際、東日本大震災に伴い 3 市 2 町（石巻市、多賀城市、東松島市、女川町、南三陸町）で調査データが集計不能となったが、平成 23 年度は全市町村から回答があったことによるものと推察される。

一方、全国の公害苦情件数は 80,051 件で、前年度に比べて 44 件の減少となった。

本県の最近の公害苦情件数の推移をみると、平成 11 年度以降増加傾向にあったが、平成 18 年度を境にここ数年は減少の傾向がみられる。

公害苦情のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型 7 公害の苦情件数は 499 件で、公害苦情件数の 51.2% となっている。典型 7 公害の種類別にみると、騒音に関する苦情が 162 件と最も多く、以下、悪臭 133 件、大気汚染 94 件、水質汚濁 82 件、振動 21 件、土壌汚染 5 件となっている。また、典型 7 公害以外の苦情件数は 475 件（公害苦情件数の 48.8%）で、そのうち廃棄物投棄に関する苦情は 175 件となっている。

公害苦情を主な発生源別にみると、「会社・事業所」が 254 件（公害苦情件数の 26.1%）、「個人」が 333 件（同 34.2%）となっている。「会社・事業所」の内訳をみると「製造業」、「建設業」に対する苦情件数が多くなっている。

また、主な発生原因別にみると、「自然系」が 250 件（同 25.7%）と最も多く、「廃棄物投棄」が 154 件（同 15.8%）と続いている。

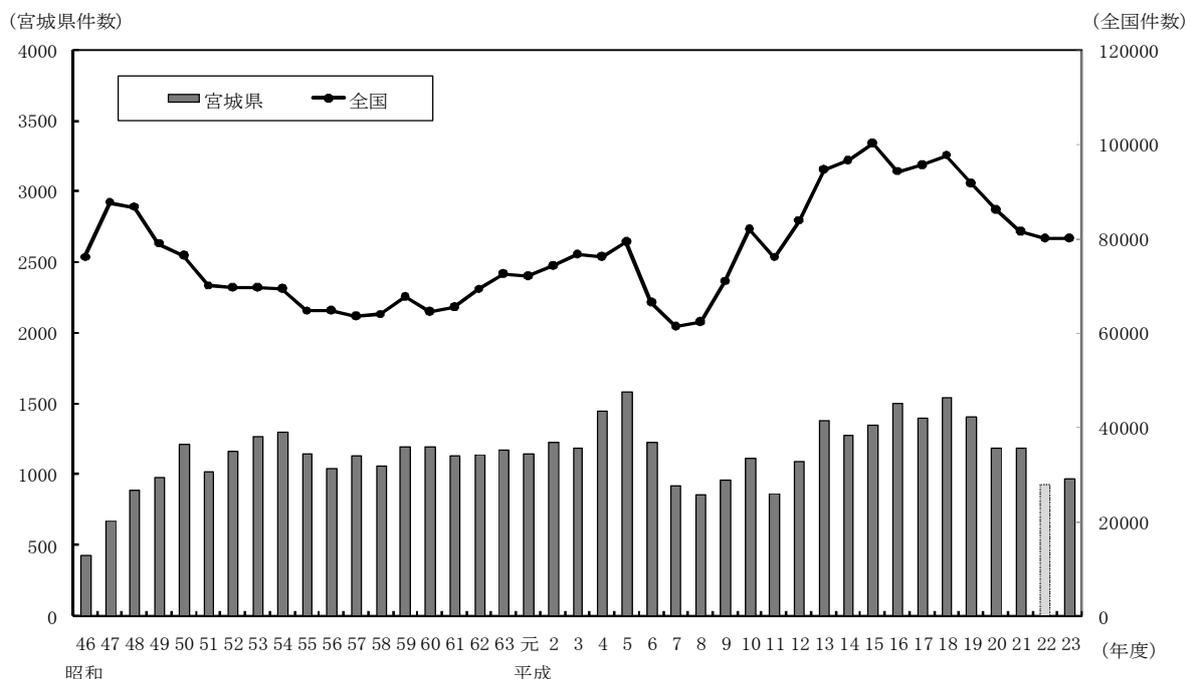


図 1 公害苦情件数の推移

(注)平成 22 年度の宮城県件数には、東日本大震災により調査データが集計不能となった 3 市 2 町分のデータは含まれていない。

表1 公害の種類・年度別苦情件数

年度	総計	典型7公害計								典型7公害以外計		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他		
18	1,547 (100.0)	789 (51.0)	150 (9.7)	129 (8.3)	3 (0.2)	293 (18.9)	22 (1.4)	1 (0.1)	191 (12.3)	758 (49.0)	325 (21.0)	433 (28.0)
19	1,408 (100.0)	810 (57.5)	178 (12.6)	119 (8.5)	4 (0.3)	255 (18.1)	10 (0.7)	1 (0.1)	243 (17.3)	598 (42.5)	298 (21.2)	300 (21.3)
20	1,192 (100.0)	677 (56.8)	117 (9.8)	112 (9.4)	5 (0.4)	229 (19.2)	14 (1.2)	0 (0.0)	200 (16.8)	515 (43.2)	253 (21.2)	262 (22.0)
21	1,191 (100.0)	729 (61.2)	91 (7.6)	110 (9.2)	2 (0.2)	295 (24.8)	22 (1.8)	1 (0.1)	208 (17.5)	462 (38.8)	183 (15.4)	279 (23.4)
22	929 (100.0)	508 (54.7)	74 (8.0)	86 (9.3)	3 (0.3)	194 (20.9)	8 (0.9)	0 (0.0)	143 (15.4)	421 (45.3)	152 (16.4)	269 (29.0)
23	974 (100.0)	499 (51.2)	94 (9.7)	82 (8.4)	5 (0.5)	162 (16.6)	21 (2.2)	2 (0.2)	133 (13.7)	475 (48.8)	175 (18.0)	300 (30.8)

表2 公害等の主な発生源・発生原因

区分	総計	典型7公害計								典型7公害以外計		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他		
主な発生源	974	499	94	82	5	162	21	2	133	475	175	300
会社・事業所	254	210	36	35	4	70	12	-	53	44	10	34
農業	14	11	-	2	-	-	-	-	9	3	-	3
林業	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
漁業	5	4	-	3	-	1	-	-	-	1	-	1
鉱業	4	4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	52	44	13	1	-	25	4	-	1	8	4	4
製造業	61	53	11	11	-	9	3	-	19	8	-	8
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業	18	15	-	3	1	5	3	-	3	3	1	2
卸売・小売業	22	20	5	1	-	7	1	-	6	2	-	2
金融・保険業	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	8	2	-	1	-	1	-	-	-	6	-	6
飲食店、宿泊業	13	10	1	-	-	5	-	-	4	3	3	-
医療、福祉	2	2	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合サービス事業	2	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1
サービス業	36	30	2	9	1	10	1	-	7	6	2	4
公務	3	1	-	-	-	-	-	-	1	2	-	2
分類不能の産業	9	9	2	-	1	5	-	-	1	-	-	-
個人	333	128	32	17	-	32	4	1	42	205	24	181
その他	184	95	16	13	1	47	3	-	15	89	32	57
不明	203	66	10	17	-	13	2	1	23	137	109	28
主な発生原因	974	499	94	82	5	162	21	2	133	475	175	300
焼却(施設)	12	12	8	-	-	-	-	-	4	-	-	-
産業用機械作動	33	31	3	1	-	19	4	-	4	2	-	2
産業排水	17	16	-	11	-	-	-	-	5	1	-	1
流出・漏洩	59	55	2	41	4	-	-	-	8	4	1	3
工事・建設作業	104	103	34	2	-	54	9	1	3	1	-	1
飲食店営業	12	12	-	1	-	5	-	-	6	-	-	-
カラオケ	8	8	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-
移動発生源(自動車運行)	17	17	1	2	-	12	2	-	-	-	-	-
移動発生源(鉄道運行)	7	5	-	-	-	-	5	-	-	2	-	2
移動発生源(航空機運行)	3	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
廃棄物投棄	154	-	-	-	-	-	-	-	-	154	150	4
家庭生活(機器)	20	10	3	2	-	3	-	-	2	10	10	-
家庭生活(ペット)	14	5	-	-	-	4	-	-	1	9	1	8
家庭生活(その他)	45	24	1	2	1	4	-	-	16	21	8	13
焼却(野焼き)	43	40	31	-	-	-	-	-	9	3	-	3
自然系	250	11	-	2	-	1	-	1	7	239	2	237
その他	132	110	10	8	-	45	1	-	46	22	2	20
不明	44	37	1	10	-	4	-	-	22	7	1	6

注1)「会社・事業所」には、個人経営の会社や商店を含む。

2)「その他」とは、発生源が自然である場合など。

3)「不明」とは、発生源が全くわからない場合など。

2 公害苦情の各分類別受理状況

(1) 公害の種類別苦情件数

典型7公害の苦情件数は499件、典型7公害以外の苦情件数は475件となっている。

① 典型7公害

典型7公害に関する苦情件数のうち、大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭に関する苦情件数を合わせると471件で、典型7公害に関する苦情件数の94.4%となっている。

a 大気汚染

大気汚染に関する苦情件数は94件であった。主な発生源別にみると「個人」が32件(34.0%)と最も多く、次に「建設業」が13件(13.8%)となっている。また、主な発生原因別にみると「工事・建設作業」が34件(36.2%)と最も多く、次いで、「焼却(野焼き)」が31件(33.0%)となっている。

b 水質汚濁

水質汚濁に関する苦情件数は82件であった。主な発生源別にみると「個人」が17件(20.7%)と最も多く、以下「製造業」が11件(13.4%)、「サービス業(他に分類されないもの)」が9件(11.0%)となっている。また、主な発生原因別にみると「流出・漏洩」が41件(50.0%)、「産業排水」が11件(13.4%)となっている。

c 騒音

騒音に関する苦情件数は162件であった。主な発生源別にみると「個人」が32件(19.8%)、「建設業」が25件(15.4%)、「サービス業(他に分類されないもの)」がそれぞれ10件(6.2%)となっている。また、主な発生原因別にみると「工事・建設作業」が54件(33.3%)、「産業用機械作動」が19件(11.7%)、「移動発生源(自動車運行)」が12件(7.4%)の順となっている。

d 悪臭

悪臭に関する苦情件数は133件であった。主な発生源別にみると「個人」が42件(31.6%)と最も多く、次いで「製造業」が19件(14.3%)、「農業」が9件(6.8%)の順となっている。また、主な発生原因別にみると「家庭生活(その他)」が16件(12.0%)、「焼却(野焼き)」が9件(6.8%)、「流出・漏洩」がそれぞれ8件(6.0%)となっている。

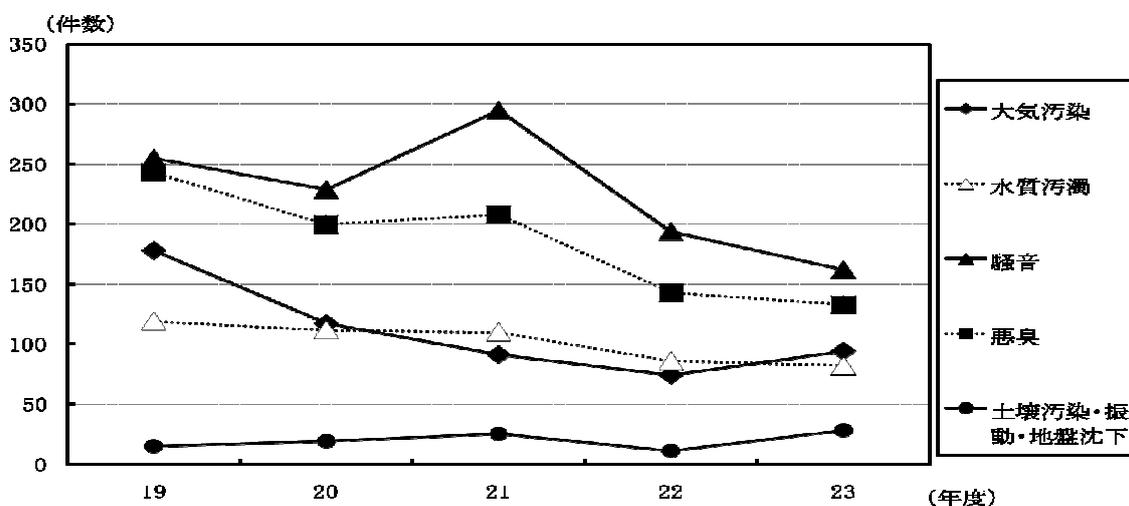


図2 典型7公害の種類別苦情件数の推移

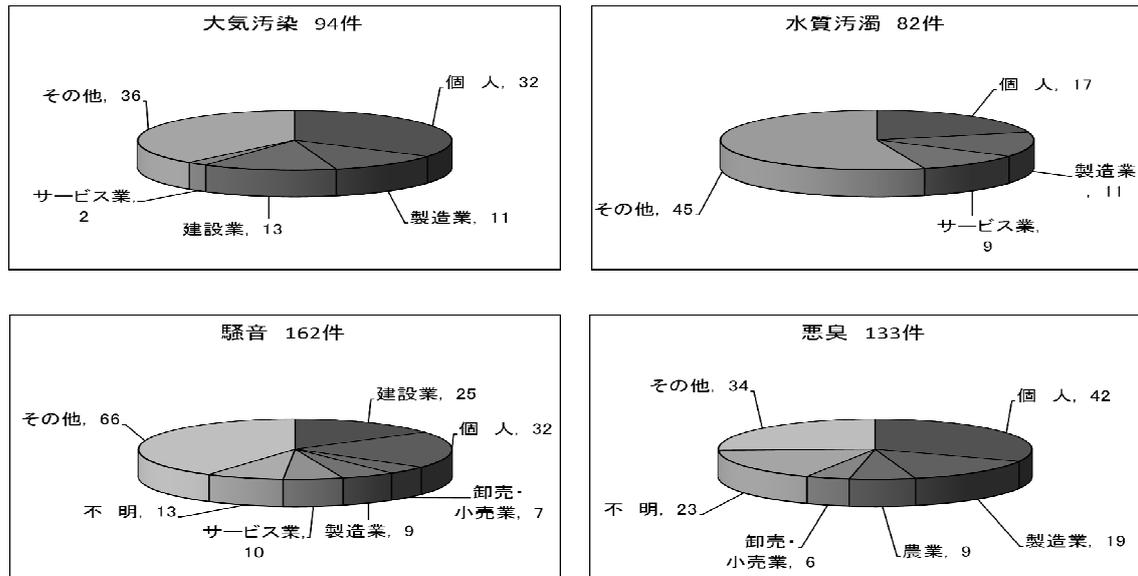


図3 大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭の主な発生源

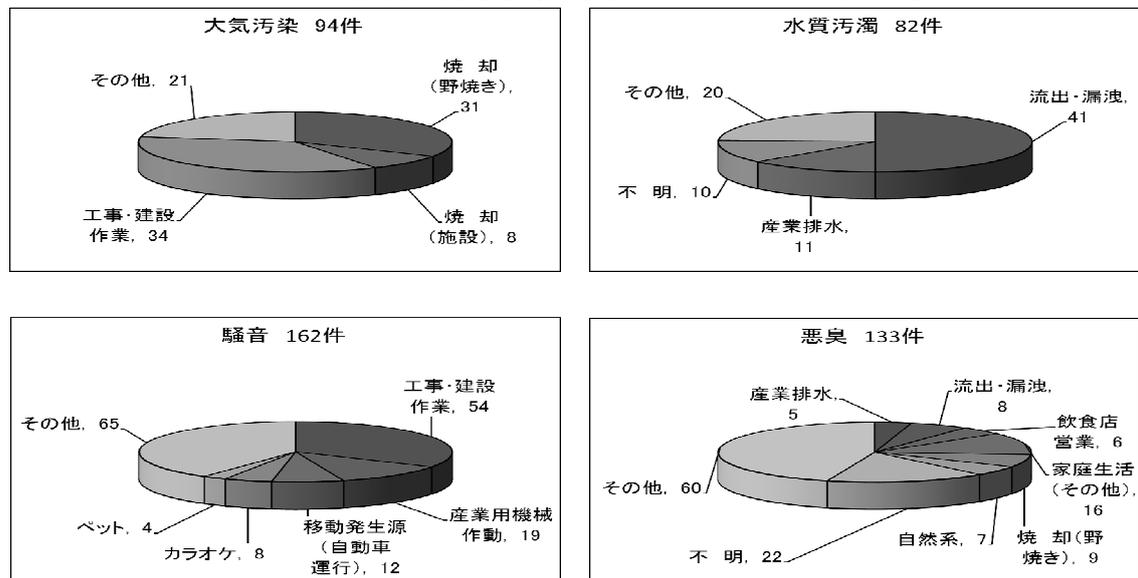


図4 大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭の主な発生原因

② 典型7公害以外

典型7公害以外の苦情件数のうち、廃棄物投棄に関する苦情は175件で、典型7公害以外の苦情件数の約4割を占めている。また、投棄された廃棄物の内訳をみると、「生活系(主に家庭生活から発生した一般廃棄物)」が145件(82.9%)と多くを占めている。

表3 投棄された廃棄物の種類

廃棄物投棄計	生活系 ¹⁾	農業系 ²⁾	建設系 ³⁾	産業系 ⁴⁾
175	145	6	8	16

- 1) 生活系:主に家庭生活から発生した生ごみ, 空き缶, 電気製品などの一般廃棄物の投棄をいう。
- 2) 農業系:主に農林漁業から発生する畜産関係の動物のふん尿等による産業廃棄物の投棄をいう。
- 3) 建設系:主に建設業から発生する建築廃材等による産業廃棄物の投棄をいう。
- 4) 産業系:主に産業の「飲食店, 宿泊業」等の業務から排出されたごみ, 製造・処理工程で発生した金属くず, 廃油, 廃酸等による産業廃棄物の投棄をいう。

(2) 市町村別公害苦情件数

市町村の公害苦情相談窓口へ寄せられた公害苦情件数は906件で、そのうち市部は621件、町村部は285件となっている。

表4 市町村別公害苦情件数

	総計	典型7 公害	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	うち 低周波	振動	地盤 沈下	悪臭	典型7 公害以 外		
											廃棄物 投棄	その他	
仙 台 市	173	172	36	1	-	97	-	12	-	26	1	-	1
石 巻 市	26	26	2	3	-	8	-	1	-	12	-	-	-
塩 竈 市	10	10	-	-	-	3	-	1	-	6	-	-	-
気仙沼市	14	11	4	4	1	1	-	-	-	1	3	1	2
白 石 市	21	4	-	3	1	-	-	-	-	-	17	2	15
名 取 市	41	41	9	10	1	10	-	1	1	9	-	-	-
角 田 市	24	9	1	4	-	1	-	-	-	3	15	15	-
多賀城市	105	25	6	6	-	5	-	-	1	7	80	23	57
岩 沼 市	4	4	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-
登 米 市	18	12	3	2	-	3	-	-	-	4	6	-	6
栗 原 市	33	13	1	4	-	3	-	2	-	3	20	19	1
東松島市	5	3	-	-	-	2	-	-	-	1	2	2	-
大 崎 市	147	30	9	10	1	4	-	1	-	5	117	65	52
市 部 計	621	360	72	49	4	138	-	18	2	77	261	127	134
蔵 王 町	6	6	-	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-
七ヶ宿町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大河原町	25	12	-	-	1	5	-	-	-	6	13	10	3
村 田 町	15	3	-	2	-	-	-	-	-	1	12	12	-
柴 田 町	65	18	5	2	-	5	-	-	-	6	47	1	46
川 崎 町	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
丸 森 町	14	6	-	1	-	-	-	-	-	5	8	6	2
亘 理 町	124	16	5	1	-	5	-	3	-	2	108	16	92
山 元 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松 島 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
七ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利 府 町	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
大 和 町	5	5	-	-	-	2	-	-	-	3	-	-	-
大 郷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富 谷 町	6	6	-	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-
大 衡 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
色 麻 町	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
加 美 町	17	5	-	2	-	1	-	-	-	2	12	2	10
涌 谷 町	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
美 里 町	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
女 川 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南三陸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町 村 部 計	285	81	10	15	1	21	0	3	0	31	204	47	157
合 計	906	441	82	64	5	159	0	21	2	108	465	174	291

(3) 被害の発生地域別公害苦情件数

公害苦情件数の76.7% (747件) が都市計画法による都市計画区域内で発生している。さらに、用途地域別にみると「住居地域」が47.3% (461件) と最も多くなっている。

表5 被害の発生地域別公害苦情件数

区分	典型7公害		典型7公害以外		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
都市計画区域	411	82.4	336	70.7	747	76.7
住居地域*	224	44.9	237	49.9	461	47.3
近隣商業地域	21	4.2	5	1.1	26	2.7
商業地域	46	9.2	11	2.3	57	5.9
準工業地域	34	6.8	9	1.9	43	4.4
工業地域	17	3.4	17	3.6	34	3.5
工業専用地域	6	1.2	2	0.4	8	0.8
市街化調整地域	24	4.8	3	0.6	27	2.8
その他	39	7.8	52	10.9	91	9.3
都市計画区域以外の区域	88	17.6	139	29.3	227	23.3
合計	499	100	475	100	974	100

*) 住居地域：第1種・第2種低層住居専用地域，第1種・第2種中高層住居専用地域，第1種・第2種住居地域及び準住居地域

(4) 被害の種類別公害苦情件数

公害苦情件数の55.1% (537件) が「感覚的・心理的」被害となっている。

表6 被害の種類別苦情件数

被害の種類	総計	典型7公害計								典型7公害以外計		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他		
健康	(7.7) 75	70	32	5	0	11	1	0	21	5	1	4
財産	(2.1) 20	14	3	3	4	0	1	1	2	6	3	3
動植物	(15.7) 153	3	0	0	1	2	0	0	0	150	4	146
感覚的 心理的	(55.1) 537	352	51	32	0	146	19	1	103	185	72	113
その他	(19.4) 189	60	8	42	0	3	0	0	7	129	95	34
合計	(100.0) 974	499	94	82	5	162	21	2	133	475	175	300

() 内は構成比 (%)

(5) 月別の公害苦情件数

公害苦情件数は、春から夏にかけて増加し、冬にかけて減少した。最も件数が多かったのは8月の150件（15.4%）で、最も少なかったのは3月の39件（4.0%）であった。

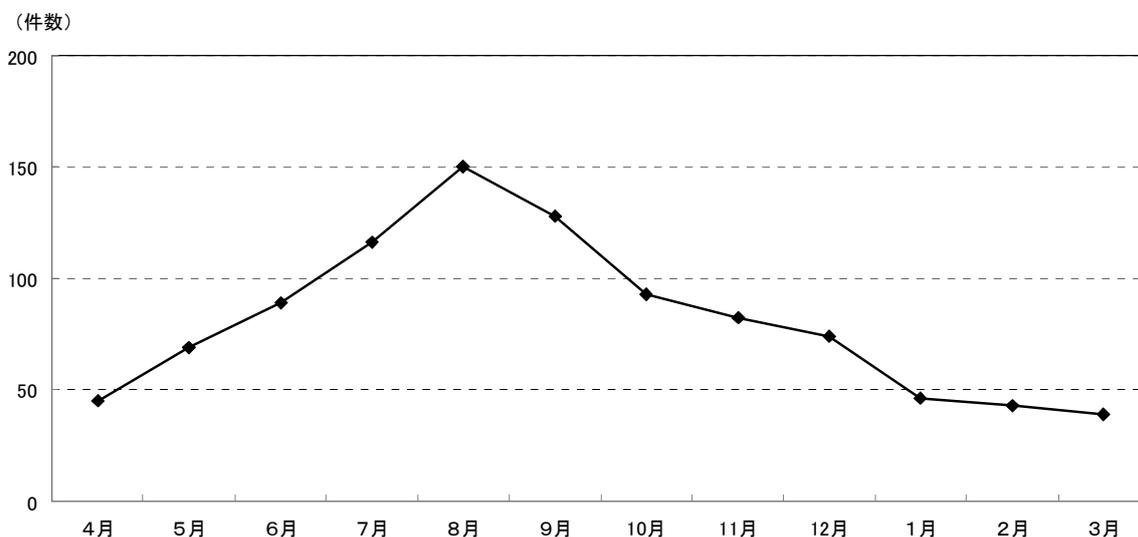


図5 月別の公害苦情件数

表7 月別の公害苦情件数

月	総計	典型7公害計								典型7公害以外計		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他		
4月	45	22	4	5	1	6	0	0	6	23	19	4
5月	69	40	11	4	0	12	2	0	11	29	20	9
6月	89	51	8	13	0	16	1	1	12	38	13	25
7月	116	60	7	7	0	29	1	0	16	56	11	45
8月	150	76	6	12	2	26	0	0	30	74	16	58
9月	128	58	14	10	0	15	3	1	15	70	12	58
10月	93	38	15	3	1	9	2	0	8	55	11	44
11月	82	38	10	5	0	9	4	0	10	44	20	24
12月	74	42	4	8	1	12	6	0	11	32	17	15
1月	46	26	5	1	0	12	1	0	7	20	11	9
2月	43	28	8	9	0	7	1	0	3	15	9	6
3月	39	20	2	5	0	9	0	0	4	19	16	3
合計	974	499	94	82	5	162	21	2	133	475	175	300

3 公害苦情の処理状況

本県における平成 23 年度の公害苦情総取扱件数は 1,001 件で、その内訳は、平成 23 年度に新たに受け付けた苦情が 974 件、前年度から繰り越された苦情が 27 件(途中消滅したものを除く。)となっている。

公害苦情の処理状況をみると、市町村及び県保健所が直接処理した苦情は 806 件、他の機関へ移送した苦情は 20 件、翌年度へ繰り越した苦情は 58 件となっている。

表 8 公害苦情の処理状況

年度	総計	直接処理	他へ移送			翌年度へ繰越	その他
			警 察	国の機関	計		
19	1,452	1,200	25	27	52	70	130
20	1,254	998	21	28	49	48	159
21	1,237	1,050	11	23	34	51	102
22	978	820	6	14	20	45	93
23	1,001	806	6	14	20	58	117

注1)「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、申立人が措置に納得した、措置後3か月で再申し立てなし、和解成立など、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。

注2)「その他」には、原因又は加害行為をした者が不明のとき、申立人が地方公共団体の措置又は説明に納得しないが他に苦情を解決する方法がないとき、申立人が管轄区域外に転居したときなど直接処理できない場合をいう。

(1) 公害苦情の発生状況

以下に、平成 23 年度に新たに受け付けた公害苦情のうち、市町村及び県保健所が直接処理した苦情の発生状況を示す。

なお、①以外の調査項目については、典型 7 公害に関する苦情のみが調査対象とされている。

① 苦情申立人の立場

苦情申立人の立場別にみると、当然ながら「被害者又は家族から」が 519 件 (66.6%) と最も多く、次いで「公的機関が仲介」が 62 件 (8.0%)、「被害者を代表して」が 61 件 (7.8%) となっている。

表 9 苦情申立人の立場別苦情件数

立場	総計	典型7公害計								典型7公害以外計		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他		
被害者又は家族から	(66.6) 519	316	66	24	0	114	14	2	96	203	44	159
被害者を代表して	(7.8) 61	28	4	5	1	5	0	0	13	33	21	12
公的機関が仲介	(8.0) 62	37	4	29	1	0	0	0	3	25	21	4
第三者が仲介	(2.4) 19	8	0	4	1	1	0	0	2	11	10	1
その他	(15.1) 118	16	3	7	2	0	0	0	4	102	47	55
合計	(100.0) 779	405	77	69	5	120	14	2	118	374	143	231

() 内は構成比 (%)

② 被害の発生態様

被害の発生態様別にみると、「一時的・一過性現象」が164件(40.5%)と最も多く、次いで「一定期間の常時発生」が68件(16.8%)、「経常的な発生」が64件(15.8%)、「季節的・周期的発生」が32件(7.9%)となっている。

表10 被害の発生態様別苦情件数

発生態様	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
経常的な発生 ¹⁾	(15.8) 64	11	7	0	27	4	0	15
季節的・周期的発生 ²⁾	(7.9) 32	5	1	0	10	0	0	16
一定期間の常時発生 ³⁾	(16.8) 68	12	5	1	29	5	0	16
一時的・一過性現象 ⁴⁾	(40.5) 164	32	39	1	38	4	1	49
その他	(11.4) 46	12	9	3	14	1	0	7
不明	(7.7) 31	5	8	0	2	0	1	15
合計	(100.0) 405	77	69	5	120	14	2	118

() 内は構成比 (%)

- 1) 経常的な発生：ほとんど毎日、工場の操業、牧畜等で発生
- 2) 季節的・周期的発生：農薬の空中散布、野焼き等季節的発生や1日以上空けて繰り返される発生
- 3) 一定期間の常時発生：建築・土木工事等により一定の期間中に常時発生
- 4) 一時的・一過性現象：突発的な事項等による一時的・一過性現象として発生

③ 被害戸数

被害戸数は「1戸」が203件(50.1%)と最も多く、次いで「2～4戸」が15件(3.7%)、「5戸以上」は14件(3.5%)となっている。一方で、「不明」が173件と、42.7%を占めている。

表11 被害戸数別苦情件数

被害戸数	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
1戸	(50.1) 203	42	9	2	86	11	2	51
2～4戸	(3.7) 15	3	1	0	4	3	0	4
5戸以上	(3.5) 14	2	3	1	3	0	0	5
不明	(42.7) 173	30	56	2	27	0	0	58
合計	(100.0) 405	77	69	5	120	14	2	118

() 内は構成比 (%)

④ 苦情の対象となった時間帯

苦情の対象となった時間帯は、「昼間(午前8時～午後5時)」が161件(39.8%)と最も多く、次いで「時間に関係なし」が81件(20.0%)、「一日中」が37件(9.1%)、「朝方(午前6時～午前8時)」が30件(7.4%)の順となっている。

表 12 苦情の時間帯別苦情件数

時間帯	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
朝方 (午前6時～午前8時)	(7.4) 30	10	5	1	9	1	0	4
昼間 (午前8時～午後5時)	(39.8) 161	36	21	0	67	7	1	29
夕方 (午後5時～午後7時)	(5.2) 21	8	5	0	4	0	0	4
夜間 (午後7時～午前6時)	(4.4) 18	0	0	0	12	0	0	6
一日中	(9.1) 37	3	2	1	13	4	0	14
時間に関係なし	(20.0) 81	13	19	2	11	1	1	34
その他	(4.2) 17	3	3	1	3	1	0	6
不明	(9.9) 40	4	14	0	1	0	0	21
合計	(100.0) 405	77	69	5	120	14	2	118

() 内は構成比 (%)

⑤ 法令との関係

苦情の対象となった事業活動等について公害規制法令との関係をみると、「法令違反」は9件(2.2%)、「法令に違反なし」は71件(17.5%)となっている。

また、公害規制法令以外の法令との関係では、「法令違反」が5件(1.2%)、「法令に違反なし」が45件(11.1%)となっている。

表 13 公害規制法令との関係

関係	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
法令違反								
規制基準違反	4	3	0	0	0	1	0	0
無届・無許可	3	1	1	0	1	0	0	0
その他	2	0	1	0	0	0	0	1
小計	(2.2) 9							
法令に違反なし								
規制基準内	28	11	5	0	5	1	0	6
適用対象外	43	12	8	1	13	1	0	8
小計	(17.5) 71							
不明	(80.2) 325							
合計	(100.0) 405							

() 内は構成比 (%)

表 14 公害規制法令以外の法令との関係

関係	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
法令違反								
無届・無許可	2	2	0	0	0	0	0	0
その他	3	2	0	0	1	0	0	0
小計	(1.2) 5							
法令に違反なし	(11.1) 45							
不明	(87.7) 355							
合計	(100.0) 405							

() 内は構成比 (%)

(2) 公害苦情の処理状況

以下に、平成23年度に新たに受け付けた公害苦情のうち、市町村及び県保健所が直接処理した苦情の処理状況を示す。

なお、以下の調査項目は、典型7公害の苦情のみが調査対象とされている。

① 処理方法

苦情の処理方法（解決のために力を入れた手段又は有効であった手段）別にみると、「発生源側に対する行政指導が中心」が193件（47.7%）と最も多く、次いで「原因の調査が中心」が118件（29.1%）、「申立人に対する説得が中心」が29件（7.2%）、「当事者間の話し合いが中心」が8件（2.0%）となっている。

表15 苦情の処理方法

処理方法	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
発生源側に対する 行政指導が中心	(47.7) 193	44	27	3	63	11	0	45
当事者間の話し合 いが中心	(2.0) 8	1	0	0	2	0	0	5
申立人に対する説 得が中心	(7.2) 29	1	4	0	12	2	1	9
原因の調査が中心	(29.1) 118	22	30	2	18	0	0	46
その他	(14.1) 57	9	8	0	25	1	1	13
合計	(100.0) 405	77	69	5	120	14	2	118

() 内は構成比 (%)

② 処理に要した期間

処理に要した期間は、「1週間以内」が277件（68.4%）と最も多く、次いで「1年以内」が53件（13.1%）、「6か月以内」が45件（11.1%）となっている。

表16 処理に要した期間

処理に要した期間	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
1週間以内	(68.4) 277	61	62	4	53	7	2	88
1か月以内	(5.2) 21	3	3	0	5	0	0	10
3か月以内	(2.2) 9	0	1	1	3	1	0	3
6か月以内	(11.1) 45	5	2	0	27	5	0	6
1年以内	(13.1) 53	8	1	0	32	1	0	11
合計	(100.0) 405	77	69	5	120	14	2	118

() 内は構成比 (%)

③ 行政上の措置

行政上の措置別にみると、「なし」が247件と最も多く、全体の約6割を占めているが、何らかの措置の中では「行政指導」が135件と、全体の33.3%を占めている。

表 17 行政上の措置

勧告・措置等	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
改善勧告	(0.7) 3	0	0	0	0	0	0	3
改善命令	(0.7) 3	0	0	0	0	1	0	2
行政指導	(33.3) 135	33	23	2	42	4	0	31
条例に基づく措置	(4.2) 17	6	1	0	8	1	0	1
なし	(61.0) 247	38	45	3	70	8	2	81
合計	(100.0) 405	77	69	5	120	14	2	118

() 内は構成比 (%)

④ 申立人の満足度

苦情処理結果に対する申立人の満足度別にみると、「不明」が213件(52.6%)で半数以上となっているが、次いで「一応満足」が119件(29.4%)、「満足」が46件(11.4%)、「不満」が18件(4.4%)となっている。

「満足」と「一応満足」を合わせると165件で、約4割が満足しているものの、1割弱が「あきらめ」や「不満」をいただいている。

表 18 申立人の満足度

満足度	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
満足	(11.4) 46	8	10	1	15	2	0	10
一応満足	(29.4) 119	24	18	1	31	3	0	42
あきらめ	(2.2) 9	2	1	0	3	0	1	2
不満	(4.4) 18	1	1	0	11	1	0	4
不明	(52.6) 213	42	39	3	60	8	1	60
合計	(100.0) 405	77	69	5	120	14	2	118

() 内は構成比 (%)

⑤ 防止対策

苦情申立により、「原因者が防止対策を講じた」ものは170件(42.0%)で、「防止対策を講じなかった」ものは52件(12.8%)であった。

防止対策の内容は、「作業方法、使用方法の改善」が75件(44.1%)と最も多く、次いで「原因物質の撤去、回収、除去」が37件(21.8%)、「故障の修理、復旧」が10件(5.9%)の順となっている。

なお、防止対策を講じなかった理由として最も多いのは「話し合い等により解決」の14件（26.9%）であった。

表 19 防止対策の実施状況

状況	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
防止対策を講じた	(42.0) 170	30	38	3	49	5	0	45
防止対策を講じな かった	(12.8) 52	16	9	0	16	1	0	10
不明	(45.2) 183	31	22	2	55	8	2	63
合計	(100.0) 405	77	69	5	120	14	2	118

() 内は構成比 (%)

表 20 防止対策の内容

状況	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
事業所の移転	(1.2) 2	0	0	0	1	0	0	1
機械、施設の移転	(0.0) 0	0	0	0	0	0	0	0
機械、施設の改善	(4.1) 7	1	2	1	1	1	0	1
故障の修理、復旧	(5.9) 10	0	3	1	2	1	0	3
作業方法、使用方 法の改善	(44.1) 75	19	3	0	33	2	0	18
営業・操業等時間 の変更、短縮	(0.6) 1	0	0	0	1	0	0	0
営業・操業停止、行 為の中止	(2.4) 4	3	1	0	0	0	0	0
原因物質の撤去、 回収、除去	(21.8) 37	0	24	1	2	0	0	10
被害者の建物等へ の防止対策	(1.8) 3	1	0	0	0	0	0	2
その他	(18.2) 31	6	5	0	9	1	0	10
合計	(100.0) 170	30	38	3	49	5	0	45

() 内は構成比 (%)

表 21 防止対策を講じなかった理由

状況	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
話し合い等により解決	(26.9) 14	6	1	0	3	1	0	3
対策資金不足	(1.9) 1	0	0	0	1	0	0	0
技術的に困難	(3.8) 2	0	0	0	2	0	0	0
他法令の制約	(0.0) 0	0	0	0	0	0	0	0
その他	(67.3) 35	10	8	0	10	0	0	7
合計	(100.0) 52	16	9	0	16	1	0	10

() 内は構成比 (%)

⑥ 調停等の申請状況

平成 23 年度に、県公害審査会への調停等申請はなかった。